

市第85号議案

公会堂の指定管理者の指定

次のように公会堂の指定管理者を指定する。

平成30年12月 6 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市港北公会堂	埼玉県熊谷市問屋町2丁目5番13号	港北公会堂運営管理グループ 代表者 株式会社サンワックス 代表取締役 野原 治人 社 長	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市港北公会堂の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

港北公会堂運営管理グループの構成員

- 1 埼玉県行田市行田22番10号

株式会社サンワックス

代表取締役社長 野原 治 人

- 2 東京都杉並区上高井戸2丁目17番27号

一般社団法人アーツスプレッド

代表理事 三 谷 温

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （第1項から第5項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第7項から第11項まで省略）